

事業用資産の贈与税  
相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

(通知用)

第\_\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

〒  
住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_様

\_\_\_\_\_税務署長

あなたは\_\_\_\_\_殿から贈与  
相続(遺贈)により取得した事業用資産の贈与税  
相続税について、  
租税特別措置法 第70条の6の8第1項  
第70条の6の10第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、

次の理由によりその納税の猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった贈与税  
相続税の額\_\_\_\_\_円は、至急同封の納付書により、  
日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。

○納税の猶予が認められない理由


事業用資産の 贈与税  
相続税 の納税猶予が認められない旨の通知書

**使用目的**

この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。